

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- お肉は生で食べないで！ …… 2
- 夏も省エネ …………… 3
- 北海道消費生活基本計画ほか … 4
- 強引な高額眼鏡の訪問販売 … 5
- 住宅用火災警報器の …… 6、7
テスト
- くらしのセミナー等案内 …… 8



初夏の小樽運河

埋め立て前の運河の一隅。かつて小型の汽船や舢舨（はしけ）が行き来して、生活感にあふれていたことを懐かしく思い出す。

（全道展会員 山下 脩馬）

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟

TEL (011) 221-0110

FAX (011) 221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

NO. **68** 7期

お肉は生で 食べないで!

よく加熱し食中毒防止

今年4月、焼き肉チェーン店で牛肉を生食する料理（ユッケ）による食中毒が発生し、4人が亡くなるという痛ましい事件がありました。これから夏に向かって食中毒の危険性が増します。道健康安全全局食品安全グループなどは、特に食肉を扱う際は調理器具などの衛生面にも十分気を付け、食肉を生で食べるのは避けるよう注意を呼び掛けています。

富山県等で発生した食中毒は、腸管出血性大腸菌によるものです。ほかに食肉などの食中毒を引き起こすものにカンピロバクター属菌があります。それぞれの菌の特徴や症状などは表を参照してください。

食中毒発生の予防のためには、刺身やタタキ、ユッケなど食肉の生食をしないことです。どんなに「新鮮」といわれても、食肉の表面に菌が付着していたり、内部にまで菌が入り

込んでいる場合があります。食中毒を引き起こす可能性があります。

特に、結着（食肉の断片を固めて形状を整えたもの）や調味液に漬け込み加工をした食肉は、内部まで菌が入り込んでいる可能性が高いので、このような加工が行われたステーキ肉などは、表面だけの加熱だけでは危険です。肉の中の色が変わるまで（中心部で75℃1分間以上）加熱しましょう。



しっかり中まで焼いて食べましょう

まな板や包丁：常に清潔に

調理器具の取り扱いにも注意してください。食肉や魚介など加熱食材と、パンやチーズ、野菜サラダなどそのまま食べるものは、それぞれ専用の器具を用意しましょう。まな板を複数用意できない場合は、薄い下敷きのようなものや牛乳パックを開いて平らにしたものを用意し、まな板の上に敷いて使うと、菌がほかの食材に移るのを防げます。

まな板や包丁は、使った後に洗剤で洗い、台ふきんや水切りかごなど

菌の種類	カンピロバクター属菌	腸管出血性大腸菌 (O157、O111など)
特徴	・鶏や牛、豚などの消化管に生息 ・100個程度の少ない菌で発症 ・加熱に弱い（75℃1分間以上の加熱で死滅）	・牛などの家畜や人の糞便中に生息 ・人に感染するとベロ毒素を産生 ・100個程度の少ない菌で発症 ・加熱に弱い（75℃1分間以上の加熱で死滅）
症状	潜伏期間は2～7日。下痢、腹痛、倦怠感、頭痛、悪寒、嘔吐など。	潜伏期間は3～8日。激しい腹痛、水様性の下痢、血便。HUS（溶血性尿毒症候群）を併発し、重篤化することもある。

も常に清潔に保ちましょう。

バーベキューなどをするときは、生肉をつかんだ箸（トングなど）から菌が移ることがありますので、食べる箸と使い分けましょう。



7月24日で アナログ放送は 終了します



番組の終了は当日の正午とされています。それ以降夜の12時までには番組は放送されず、ブルー画面でアナログ終了などのテロップが流れ、日付変更時(24日↓25日)までに完全に終了し、画面はまったく見られなくなります(砂嵐状態)。

24日は全国的に相談件数が増加すると予測されています。それに備えて地デジコールセンターも受付体制を

強化していますが、地デジ対策を行っていないご家庭は至急準備することをお勧めします。

地デジに関するお問い合わせは、総務省地デジコールセンター(☎0570・07・0101)へ。平日午前9時〜午後9時、土日祝日午前9時〜午後6時。7月18日から31日までは全日24時間対応。

夏も省エネ!

こまめに
スイッチオフ
節電モードを活用



東京電力福島原発の事故により、今夏の電力不足は東北、関東にとどまらず、各地に波及する可能性が強まっています。一方では灯油の価格が一向に下がらず、今冬は高騰する可能性もあります。今から省エネ生活の心がけましょう。

- 資源エネルギー庁は、省エネ・節電の実践として以下の取り組みだけでも効果が上がるとしています。
- ①室温28度を心がけましょう
 - ②冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込まないようにしましょう。
 - ③日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らしましょう
 - ④テレビは省エネモードに設定する

とともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう

⑤温水洗浄便座の便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば、こちらを利用しましょう。その機能がなければコンセントか

6月も20円台 灯油価格高騰か?

通常の灯油価格の動きは、需要期に入る11月ごろから上昇し始め、厳寒期の1〜2月ごろにピークを迎えた後、4月ごろには底値となりま

す。夏の間は需用が少ないので上昇に転じるというカーブを描きます。ところが今年は、厳寒期を過ぎても下がるところか上昇を続け、6月に入ってからようやく下がってきました。それでも全道平均約94円(1ℓ

らプラグを抜いておきましょう

⑥ジャー炊飯器は早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊いて、冷蔵庫に保存しましょう

(具体的な節電効果は経産省ホームページを参照のこと)

当たり、北海道消費者協会調べで、前年同月比で10円以上も高いのが気になります。

石油連盟によると、価格の上昇は「東日本大震災の影響はもう見られず、原油価格がなかなか下がらないことが要因」としています。消費者としては省エネに努め、生活防衛に励みましょう。

相談体制の一層の整備など 道が消費生活基本計画

道は、道民の消費生活にかかわる

施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費生活相談体制の整備などを盛り込んだ「北海道消費生活基本計画」を策定しました。計画は平成25年度までのもので、その後は5年ごとに検討・見直しを図っていきます。

消費生活を取り巻く現状と課題として①消費者問題の複雑化・多様化（インターネットを利用した不当請求、若年者・高齢者を狙った悪質商法等）②消費者に対する危害の発生（食品偽装、製品事故等）③多重債務問題（貸金業法改正等）④環境問題の深刻化（大量生産・消費等による環境汚染等）——を挙げています。そこで総合的、計画的に講ずべき施策のうち、喫緊の課題への対応として、①消費生活相談体制の整備②消費者事故対応・情報提供体制の整

備を掲げています。

具体的には消費生活センターの機器整備や相談員の資質向上、広域相談体制整備の促進、庁内の連携体制整備（食品安全部会等）、Pioneerの整備促進、メールリングリストや消費者被害防止ネットワーク等を活用した消費者への効果的な情報周知等をすすめていく方針を打ち出しています。

悪質商法、注意して

5月の消費者月間で

道と道立消費生活センター、(社)北海道消費者協会、(社)札幌消費者協会は、5月の消費者月間にちなみ、30日に札幌市内中心部で悪質商法への注意を呼び掛けるティッシュペーパーやチラシ約1300枚を配布しました。写真。

駅前通りを行く消費者の皆さんへ

7月15日はカルチャーナイト



昨年のカルチャーナイト

公共・民間の文化施設を夜間に公開し、市民が地域の文化を楽しむイベント「カルチャーナイト」(実行委主催)が今年も7月15日に開かれ、道立消費生活センターも参加します。

テスト室では分析機器や顕微鏡などに実際触れることができ、ミニ実験も体験できることからちびっ子たちに人気です。申し込みは当センター啓発部へ。

啓発グッズを手渡し、「気をつけください」と声掛けをしました。

街頭啓発に先立ち、5月19、20の両日、道庁ロビーで月間をアピールするためのパネル展示を行いました。LED電球の商品テストの結果やガスコンロの事故の現物などを展示したところ、約1100人が訪れ盛況でした。





050-7505-0999

強引な眼鏡の訪問販売

高額な上、度数も合わず…

Q

1カ月ほど前、高齢の両親が住む実家に突然事業者が訪れ、眼鏡の購入を勧めてきた。自宅に上がりこむなど強引で、父は断りきれず、検眼後、眼鏡の購入契約をさせられた。その際、サングラスも買わされ、代金は約10万円にもなった。契約書などはもらっていない。

父は断ろうと思いつつ、事業者に電話をし、解約したいと留守番電話に録音した。しかし、その翌日に事業者から電話があり、「すでに材料を注文し、工場で作り始めたので解約はできない」と言われた。それからさらに5日後、事業者が納品と集金にきたので直接解約したいと伝え



ると、「お金をもらわないと帰れない」と泣きつかれた。父は困り果てて仕方がなく3万円を渡し、眼鏡を受け取ったが、眼鏡の度数は合っていないので使っていない。

昨日、私が実家にいるときに事業者が来たので「契約翌日に解約の連絡をしている」と話すと、「レンズ代だけでも支払ってほしい」と粘られた。すでに3万円を払っているし、レンズ代といわれても明細も分からない。度数も合っていないので解約し、返金してほしい。

(50代、女性)

A

この事例は特定商取引法の訪問販売に該当します。このため事業者は必要事項を記載した契約書面を渡さなければなりません。

また、契約当事者である相談者の父は契約直後に何度も解約を申し入れていましたが、事業者はこれに応じていないため、同法で禁じられているクーリング・オフ妨害にあたると考えられます。妨害があった場合は、あらためて「クーリング・オフができる」ことが記載された書面を

事業者から受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。

相談者には契約書面の不交付とクーリング・オフ妨害により、解約は可能と考えられるため、まずは契約当事者からクーリング・オフ通知を郵送するようアドバイスしました。後日、相談者から連絡があり、クーリング・オフ通知を発信後、商品は着払いで返送したところ、支払った3万円は現金書留で返金され、解決に至ったとのことでした。

ご注意ください！眼鏡のトラブル

契約をさせられた。

今回の事例のほかにも、全国の消費生活センター等には、強引な眼鏡の販売にかかわる相談が寄せられています。例えば、

・「検眼してあげる」と事業者が訪問してきてワゴン車の中で検眼したところ、高額な眼鏡を売りつけられた。「注文の眼鏡を届けに来た」「定期検査に来た」と再訪しては、次々と新しい眼鏡を契約させる。

・健康食品店からダイレクトメールが届き、出かけると視力検査を勧められ、その場で高額な眼鏡の

眼鏡の専門店がない地域を中心に、判断力の低下が見られる高齢者などが狙われているのではないかと思います。高齢者の視力の問題は、白内障などの病気との関連も考えられるので、眼鏡を購入する前に眼科医を受診した方が安心です。

いずれにしてもその場で契約することは避けましょう。トラブルに遭ったら最寄りの消費生活センターへ。

火災警報器を正しく設置しよう！

～ 6月1日から全住宅に義務化～

新築住宅はすでに平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、既存の住宅については自治体によって義務化された時期が異なりますが、今年6月1日からすべて義務化されました。普及率は平成22年12月現在、全国63.6%(消防庁調べ)、道内66.4%(道調べ)にとどまっています。独立行政法人国民生活センターはそれに合わせ警報器のテストを行いました。その結果から警報器を選ぶときや設置のときのポイントをまとめました。まだ設置していない方は参考にしてください。



Q. 警報器にはどんな種類がありますか？

A. 煙と熱で感知するものがあります。

煙を感知して警報する煙式と、熱を感知して警報する熱式があります。消防法令で寝室や階段に設置が義務付けられているのは感知する煙式の住宅用火災警報器です。

台所に関しては自治体によって設置義務があるところとないところがありますが、水蒸気や煙などが発生するため一般には熱式が多く利用されています。

電源は電池式が主流です。寿命はリチウム電池を採用しているタイプが約10年です。そのほか市販のマンガン電池やアルカリ電池を使えるタイプもありますが、電池寿命は1～2年と短く、そのたびに電池交換が必要になります。また、本体の寿命も10年を目安にしている製品が主流です。

<NS マーク>



日本消防検定協会の検査に合格したことを示します。火災警報器には消火器と違い、必ずしも検査を受けて販売する必要はありませんが、消防や自治体は日本の規格省令に適合した NS マーク付きを推奨しています（取得は義務ではないため、表示は任意です）

**Q. どこに設置すればいいのですか？
注意点は？**

A. 設置場所は自治体によって異なります。

必ず設置しなければならないのは寝室と寝室のある階の階段（1階や屋外は不要）です。廊下や台所、そのほかの居室については各自治体により異なるので、ご確認ください。

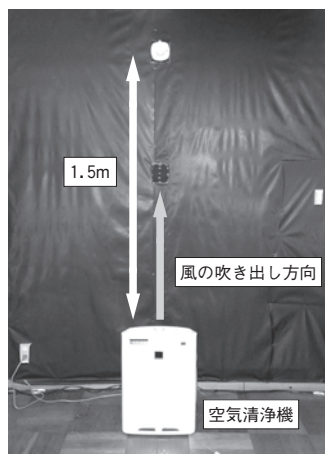
説明書通りに設置しよう！

国民生活センターは、壁と天井のそれぞれ取扱説明書に従った位置に2カ所、壁と天井のそれぞれ説明書とは異った位置に2カ所の計4カ所に警報器（煙式の4銘柄）を設置し、警報音の発するまでの時間を測定しました。その結果、取扱説明書通りに設置した場合、壁と天井の設置の違いで警報音を発するまでの平均時間に大きな差は見られませんでした。

一方、壁の低い位置や天井の隅に設置した場合、取扱説明書通りの位置に比べて、すべての測定で警報音を発するまでの時間が遅れたほか、警報が停止したり、警報音がいったん停止した後、再び発したりするものがありました。

また、空気の流れのある環境下における感知の影響について、一例として空気清浄機を部屋に設置してテストしました。空気清浄機を設置しない場合に比べ、警報音を発するまでの時間が遅れることが確認され、特に壁の設置では感知できない場合もありました。

（国民生活センターのホームページより）



空気清浄機の設定

Q. 警報音にはどのようなものがありますか？よく聞き取れるか心配です。

A. 音声式、ブザー式があります。

銘柄によりブザーの音だけのものと「火事

です」と音声が入るものの2種類あります。

住宅用火災警報器の警報音は省令で「1mの距離で70db（デシベル）以上の音圧であること」と定められています。国民生活センターのテスト（煙式の4銘柄）でも、音圧を測定した結果、省令で定められている基準を満たしていました。

高齢者や若年者などにより聞き取れる周波数は異なりますが、国民生活センターの音の周波数分析結果によると、警報音の周波数が変化させているので、音の認識や識別の観点からも有効であると考えられます。

別の部屋では聞き取りづらい！

国民生活センターは、警報音は同じ音量であっても銘柄によって音色が異なるため、各家庭で使用している家電製品などのアラーム音と混同しないものを選ぶこととしています。

また、単独型の住宅用警報器には原則として設置された部屋の煙を感知するものであり、別の部屋では感知が遅れたり、警報音が聞こえなかったりすることがあります。高齢者などが居住する世帯や大きな家では火災時に設置されたすべての警報器が警報を発する連動型を検討したりするのもよいでしょう。

（国民生活センターのホームページより）

ご注意ください！

警報器設置の義務化に伴い、悪質な訪問販売が横行しています。クーリング・オフの対象ですが、選ぶ際は、適正価格やマークを目安にしてください。

設置についての罰則規定はありませんが、大切な家族や財産を守るため早期に設置しましょう。

※詳細は国民生活センターのホームページをご覧ください。

くらしのセミナー

当センターは消費生活に関する問題や話題を取り上げる無料の公開講座をセンターの「くらしの教室」で開いています。7月以降の日程や内容は表を参照してください。申し込み、問い合わせは啓発部へ。

日 時	内容（講師）
7月20日(水) 18:00～20:00	知りたいけど聞けなかったお金の話～金融商品を選ぶその前に～（全国銀行協会）
8月10日(水) 13:00～15:00	えっ!!本当?おやつのお菓子と色のひみつ～夏休み親子実験～（道立消費生活センター啓発部）
9月21日(水) 13:00～15:00	もしも、災害にあったら!?～防災に備えるものや日頃の心構えを学ぶ～（札幌市危機管理対策室）

見学しませんか?!

当センターには、食品の成分や商品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく解説した展示室「くらしの広場」があり、随時見学を受け付けています。見学のほかにも消費生活講座や衣・食の体験学習の実施も可能です。学校や福祉団体、町内会などの研修メニューに加えてみては。内容等は相

談に応じます。申し込み、問い合わせは当センター啓発部へ。

事前の申し込みが不要な「フリー見学会」も開いています。DVD上映やテスト室などの見学からなる約1時間半のメニュー。DVDの内容は次の通り。午後1時半から。

7月13日(水)「ケータイ安全教室 保護者編」NTTドコモ8月11日(水)「おしゃれ障害」医学映像教育センター9月14日(水)「知りたいけど聞けなかったお金の話」全国銀行協会

「お・や・わ・る。」 マザー・テレサの講座

8月7日、札幌で

8月9日は「はり・きゅう・マッサージの日」。これを記念して（社）北海道鍼灸マッサージ師会（浜田郁夫会長）は8月7日午後1時から、ホテルノースシティ（札幌市中央区南9西一）で公開講座を開きます。

同会は治療行為を受ける際に「安心のマーク」の確認などを呼び掛けています。講座は落語家笑生十八番さんの「落語による笑い与健康のメカニズム解明」と題した落語と講演。参加無料。

申し込みは氏名、電話番号、参加

教えて！ネットワーク vol.3

Q 「地域消費者被害防止ネットワーク」には、どのような団体が加盟しているのですか？

A ネットワークは警察や自治体、地域消費者協会が中心となって運営しており、ほかに老人クラブや社会福祉協議会、PTA、中学、高校などが加盟しています。

地域によっては大工さんの団体が加盟し、シロアリ被害の悪質商法が横行したときは活躍されたという話もあります。また、タクシートの団体が加盟しているところもあり、悪質業者をいち早く目撃し、情報提供をするなどさまざま。まさに地域ぐるみの活動を展開しています。

9月に50周年記念大会

（社）北海道消費者協会は今年11月に創立50周年を迎えます。9月9日に開く北海道消費者大会を記念大会と位置づけ、記念講演などを予定しています。ぜひご参加ください。

記念講演の講師は、日本消費者教育学会会長の西村隆男氏（横浜国立大教授）。続くパネル討論は「これ

からの消費者活動」と題して、パネリストに西村会長のほか、（財）日本消費者協会の中村年春氏（大東文化大教授）らを招きます。会場は、かでる2・7（中央区北2西7）。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7

TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210

当センターは（社）北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や商品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。

<http://www.do-syouhi-c.jp/>